丸紅建材リース株式会社

証券コード：9763



第54回 定時株主総会
招集ご通知

■ 開催日時

2022年６月23日（木曜日）
午前10時（受付開始午前９時）

■ 開催場所

東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京４階「孔雀」

■ 決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）またはインターネットにより議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限　**2022年６月22日(水曜日)午後５時30分まで**

Maruken

株主の皆様へ



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、第54回定時株主総会を2022年６月23日（木）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届け申し上げます。

当社グループの第54期連結会計年度の業績は、重仮設鋼材の賃貸稼働量は前年比改善したものの販売量が減少したことにより、売上高は191億３百万円（前年同期比９億28百万円、4.6％減）となりましたが、採算管理を徹底し原価低減に努めた結果、営業利益は10億66百万円（同３億41百万円、47.0％増）、経常利益は13億56百万円（同１億67百万円、14.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億３百万円（同92百万円、10.1％増）と減収増益となりました。

このような状況の中で、当社グループにおいては第55期は５ヵ年を期間とする現中期経営計画「未来への変革と創造への挑戦」の４年目となります。鋼材価格等コストアップの影響を避けることは出来ませんが、顧客のニーズに出来るだけ応え環境にも配慮した、高い施工能力を持つ高性能な杭打機を擁する子会社マルケンテックジャパン㈱が本格始動します。現場作業性効率改善に資する大型覆工板をはじめとする「タフシリーズ」の展開を推進し現場に最適な提案と材工一式の受注活動を引き続き行ってまいります。また、生産性向上・就労環境の改善のため工場の機械化・自動化を引き続き推進し国内収益基盤整備を図って参ります。海外では、旺盛な建設需要を抱えるタイ国もコロナ禍から回復基調であり、タイ丸建㈱ではパートナーとの協力関係を維持し、経済活動の再開に伴う開発需要に対応して収益向上を図ります。また、中国においては瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司にて引き続き環境に配慮した鋼製山留工法（重仮設事業）の拡充に努めて参ります。

第55期は、新型コロナウイルス感染症は収束が見通せないものの、感染症対策を行いながら社会経済活動の正常化に向けた取り組みが進みつつあります。一方でウクライナ情勢の今後の展開や為替動向、高騰を続ける原材料・エネルギー価格の与える影響は依然として不透明であります。建設業界においては、公共投資は堅調に推移し、民間建設投資も回復の動きがみられますが、鋼材価格等の更なる上昇も予測されその影響が懸念されます。

このような厳しい事業環境の中、役員・従業員一同、現中期経営計画の達成に向けて業務に邁進して参る所存です。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年６月

代表取締役社長　井上雅弘

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応を下記のとおり実施させていただきます。株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1．株主様へのお願い

□ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、事前の郵送（書面）またはインターネットによる議決権行使も可能となっておりますので、ご利用をご検討ください。インターネットによる議決権行使方法につきましては、招集ご通知の7ページをご参照ください。

□ 株主総会にご出席を検討されている株主様は、当日の健康状態に十分留意いただきますようお願いいたします。また、ご来場される場合は、マスクをご着用のうえご来場ください。

2．本総会における当社の対応およびご来場される株主様へのお願い

□ 出席役員および運営スタッフにつきましては、マスクを着用のうえで対応させていただきます。

□ 受付にサーモカメラを設置いたしますので、株主様は入場前の検温にご協力をお願い申し上げます。併せて、アルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。

□ 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席数が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

□ 会場内において体調不良を感じた株主様は、運営スタッフにお申し出ください。
また、体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。

今後の状況により株主総会の開催方針に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（https://mcml-maruken.com/）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

目次

定時株主総会招集ご通知 …… 4
株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件 …… 8
第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件 …… 9
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件 …… 14
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 16

（添付書類）
事業報告
1. 企業集団の現況に関する事項 …… 18
（1）事業の経過およびその成果 …… 18
（2）設備投資等の状況 …… 21
（3）対処すべき課題 …… 21
（4）企業集団の財産および損益の状況の推移 …… 22
（5）重要な子会社および関連会社の状況 …… 24
（6）主要な事業内容 …… 25
（7）主要な営業所および工場 …… 26
（8）従業員の状況 …… 27
（9）主要な借入先および借入額 …… 27
2. 会社の株式に関する事項 …… 28
3. 会社役員に関する事項 …… 29
4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項 …… 33
5. 会計監査人の状況 …… 33
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 …… 34
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針 …… 39
連結計算書類 …… 40
計算書類 …… 55
監査報告書 …… 64
株式についてのご案内 …… 69

(証券コード9763)
2022年６月１日

株　主　各　位

東京都港区芝公園２丁目４番１号
丸紅建材リース株式会社
代表取締役社長　井　ノ　上　雅　弘

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月22日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

　なお、各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬　具

記

1. 日　　時　2022年６月23日（木曜日）午前10時（受付開始午前９時）
2. 場　　所　東京都港区芝公園２丁目５番20号
　　メルパルク東京　４階「孔雀」

3. 会議の目的事項

報告事項　1. 第54期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第54期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト（https：//www.mcml-maruken.com/）に掲載させていただきます。

【第54期期末配当金のお支払いについて】

当社は、2016年６月21日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。

この定款規定にもとづき、2022年５月11日開催の取締役会におきまして、第54期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

１．期末配当金　　１株につき　金80円

２．効力発生日ならびに支払開始日　　2022年６月２日（木曜日）

銀行預金またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方は、2022年６月１日（水曜日）に「第54期期末配当金計算書」および「お振込先について」を送付申し上げますので、内容をご確認願います。

株式数比例配分方式をご指定の方は、同日に「第54期期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を送付申し上げますので、内容をご確認願います。

上記以外の方には、同日に「第54期期末配当金領収証」を送付申し上げますので、2022年６月２日（木曜日）から2022年７月29日（金曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局で配当金をお受け取り願います。

お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時　2022年６月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限　2022年６月22日（水曜日）午後５時30分必着



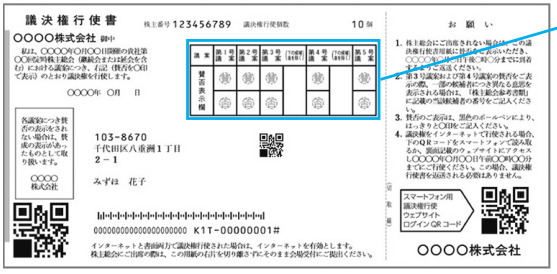
インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限　2022年６月22日（水曜日）午後５時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内


議決権行使書
株主番号 123456789　議決権行使個数　10個
○○○○株式会社 御中
私は、○○○○年○月○日○○開催の貴社第○○回定時株主総会（継続会または同会を含む）における議案につき、下記（賛否○印）のとおり議決権を行使します。
○○○○年　○月　○日
各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
○○○○株式会社
103-8670
千代田区八重洲１丁目２－１
みずほ　花子
0000000000000000000　K1T-00000001#
インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙のご持参を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。
お願い
1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、○○○○年○月○日○○時までに到着するようご送付ください。
2. 第３号議案および第４号議案の候補者につき別々な意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の候補者の番号をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印にご記入ください。
4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、別紙記載のウェブサイトにアクセスし、○○○○年○月○日午前○○時○○分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。
スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード
○○○○株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案 および **第４号議案**

- 賛成の場合　≫　**「賛」** の欄に○印
- 反対する場合　≫　**「否」** の欄に○印

第２号議案 および **第３号議案**

- 全員賛成の場合　≫　**「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合　≫　**「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　**「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

郵送（書面）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限　2022年６月22日（水曜日）午後５時30分まで

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

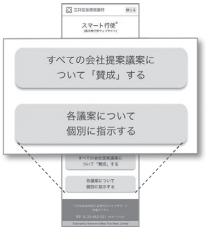
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回のみ。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

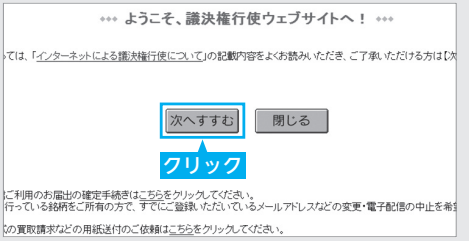
みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　平日9：00～21：00）

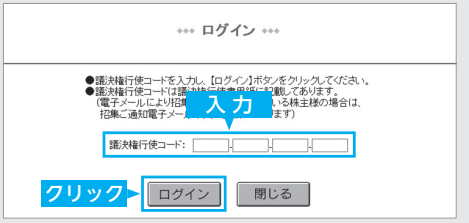
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

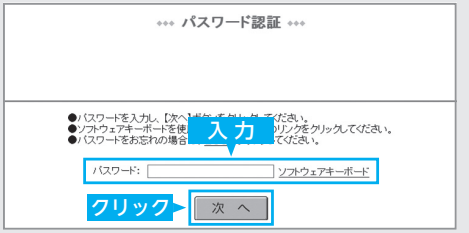


「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が 2022年９月１日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することが出来る旨を設けるものであります。

また、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるなど所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第13条（条文省略）	第１条～第13条（現行どおり）
【　新　設　】	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第14条～第44条（条文省略）	第15条～第45条（現行どおり）
附則 第１条（条文省略） 第２条　前条および本条は、平成38年６月21日をもって削除する。	附則 第１条（現行どおり） ②　本条は、2026年６月21日をもって削除する。
【　新　設　】	第２条　定款第14条（電子提供措置等）の新設は2022年９月１日から効力を生ずるものとする。
【　新　設　】	②　前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。
【　新　設　】	③　本条は、2023年３月１日をもって削除する。

第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

現、取締役７名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、指名諮問委員会および監査等委員会において検討がなされ、上程されております。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	在任年数
1	井ノ上　雅　弘	再　任	代表取締役社長、経営管理本部長	100% (16回/16回)	11年
2	清　水　　茂	再　任	代表取締役専務、営業本部長	100% (16回/16回)	４年
3	大　谷　俊　秀	新　任	取締役常勤監査等委員	100% (16回/16回)	２年
4	中　嶋　義　雄	再　任	常務取締役、工務統括本部長	100% (16回/16回)	７年
5	日下部　浩　司	再　任	取締役、工務統括本部副本部長、工場管理部長	100% (16回/16回)	２年
6	新　井　祐　宏	再　任	取締役、経営管理本部副本部長、海外事業部担当役員、経営企画部長	100% (12回/12回)	１年
7	中　西　孝　平	再　任 社　外 独　立	取締役	100% (12回/12回)	１年

（注）新井祐宏氏および中西孝平氏の取締役会への出席状況については、2021年６月25日の取締役就任以降の状況を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	井ノ上雅弘 (1962年７月28日生)	1985年４月　丸紅㈱入社 2011年４月　同社鉄鋼製品事業部長 2011年６月　当社取締役 2015年４月　丸紅㈱鉄鋼製品事業本部長 2016年６月　当社取締役監査等委員 2018年４月　丸紅㈱参与 鉄鋼製品事業本部長 2019年４月　同社参与 金属本部副本部長 兼鉄鋼製品事業部長 2020年４月　当社経営管理本部副本部長 2020年６月　当社専務取締役、社長補佐、経営管理本部長、環境安全部担当役員 2021年４月　当社専務取締役、社長補佐、経営管理本部長 2021年６月　当社代表取締役社長、経営管理本部長 (現在に至る)	1,300株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる金属関連の業務を通じて、鉄鋼製品事業およびその事業管理について幅広い知識・経験を有しており、また長年取締役として経営に関与し当社事業を熟知していることから、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
2	清水茂 (1959年12月26日生)	1982年４月　当社入社 2008年４月　当社営業本部東京本店工事部長兼工事課長 2010年４月　当社営業本部東京本店営業第一部長 2012年４月　当社営業本部福岡支店長 2016年４月　当社営業本部名古屋支店長 2018年４月　当社営業本部東京本店長 2018年６月　当社取締役、営業本部東京本店長 2020年４月　当社常務取締役、営業本部東京本店長 2021年４月　当社専務取締役、営業本部長 2021年６月　当社代表取締役専務、営業本部長 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 マルケンテックジャパン㈱代表取締役社長	2,300株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる重仮設営業業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※大谷 俊秀（おおたに としひで） (1959年５月25日生)	1982年４月　丸紅㈱入社 2012年４月　同社金属部門金属総括部長 2013年４月　同社金属第一部門長補佐 兼金属第二部門長補佐兼金属総括部長 2015年４月　伊藤忠丸紅鉄鋼㈱出向（人事総務部長） 2017年４月　同社参与、人事総務部長 2018年４月　同社参与CAO（人事・総務・法務・コンプライアンス担当）兼人事総務部長 2020年６月　当社取締役常勤監査等委員 (現在に至る)	300株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる総合商社および鉄鋼専門商社での人事総務を中心とする業務を通じて、事業管理について幅広い知識・経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
4	中嶋 義雄（なかしま よしお） (1959年２月４日生)	1982年４月　当社入社 2007年４月　当社技術開発部長 2008年４月　当社営業本部東京本店技術部長 2014年４月　当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長兼海外事業部長 2015年４月　当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長 2015年６月　当社取締役、工務統括本部長、工事管理部長、営業本部東京本店工事部長 2017年４月　当社取締役、工務統括本部長 2019年４月　当社常務取締役、工務統括本部長 (現在に至る)	1,700株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる技術・工事・工場の業務およびその統括業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	日下部浩司（くさかべこうじ） （1961年９月７日生）	1985年４月　当社入社 2013年10月　当社営業本部営業総括部長 2016年４月　当社営業本部営業総括部長兼工務統括本部工場管理部長 2017年４月　当社調達本部調達部長 2019年４月　当社営業本部東京本店副本店長兼市原工場長兼営業本部調達部長 2020年６月　当社取締役、工務統括本部副本部長、工場管理部担当役員、営業本部東京本店副本店長、調達部長 2021年４月　当社取締役、工務統括本部副本部長、工場管理部担当役員、営業本部副本部長、調達部長 2022年４月　当社取締役、工務統括本部副本部長、工場管理部長 （現在に至る） 【重要な兼職の状況】 協友リース㈱代表取締役	300株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる重仮設資材の調達、工場管理業務およびその統括業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
6	新井祐宏（あらいまさひろ） （1969年12月19日生）	1994年４月　当社入社 2019年４月　当社経営管理本部経営企画部長 2021年４月　当社経営管理本部副本部長兼経営企画部長 2021年６月　当社取締役、経営管理本部副本部長、経営企画部長 2022年４月　当社取締役、経営管理本部副本部長、海外事業部担当役員、経営企画部長 （現在に至る） 【重要な兼職の状況】 丸建投資合同会社職務執行者 タイ丸建㈱取締役	100株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる財務・経理および経営企画業務を通じて、豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	なかにしこうへい 中西孝平 (1954年11月13日生)	1977年４月　日本輸出入銀行（現㈱国際協力銀行）入行 2004年10月　同行人事部長 2007年８月　同行欧州・中東地域外事審議役 2008年10月　㈱日本政策金融公庫国際協力銀行特別参与 2011年６月　同社国際協力銀行取締役 2012年４月　㈱国際協力銀行取締役企画・管理部門長 2013年９月　三菱商事㈱顧問 2016年３月　㈱SUMCO社外取締役（監査等委員） 2017年６月　㈱池田泉州ホールディングス社外監査役 (現在に至る) 2018年９月　一般財団法人海外投融資情報財団理事長 2021年６月　当社取締役 (現在に至る)	0株
	＜候補者とした理由と期待される役割＞ 長年にわたる金融関連の業務を通じて、企業経営に幅広い知見と経験を有しており、商社、製造業の要職も務めております。これらの経験をもとに、当社経営に関する適切な助言・監督を遂行していただけるものと判断したためであります。		

(注１) 各候補者（７名）と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注２) ※印は新任候補者であります。
(注３) 中西孝平氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、中西孝平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
(注４) 当社は、監査等委員でない取締役候補者である中西孝平氏との間で、法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続させる予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
(注５) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2022年８月に同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

現、監査等委員である取締役大谷俊秀氏および樋口達氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※猪田（いのだ）　忠（ただし） （1959年12月17日生）	1982年４月　当社入社 2009年４月　当社経営管理本部財経部長 2014年６月　当社取締役、経営管理本部財経部長 2015年４月　当社取締役、経営管理本部副本部長、財経部長、監査部担当役員補佐 2017年６月　当社取締役、経営管理本部副本部長、財経部長 2019年４月　当社常務取締役、経営管理本部副本部長、財経部長 2021年４月　当社常務取締役、経営管理本部副本部長、環境安全部担当役員 （現在に至る） 【重要な兼職の状況】 協友リース㈱監査役	2,500株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる財務・経理・管理業務を通じて、豊富な知見と経験を有しており、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		
2	樋口（ひぐち）　達（わたる） （1970年10月30日生）	1993年10月　会計士補登録 監査法人トーマツ （現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年４月　公認会計士登録 2002年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 成和共同法律事務所入所 2007年10月　同事務所パートナー 2016年６月　当社取締役監査等委員 （現在に至る） 2018年10月　大手門法律会計事務所代表パートナー （現在に至る） 2019年６月　オルガノ株式会社社外監査役 （現在に至る） 2019年10月　アドバンス・レジデンス投資法人執行役員 （現在に至る）	0株
	＜候補者とした理由と期待される役割＞ 弁護士および公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

（注１） 各候補者（２名）と当社との間には、特別の利害関係はありません。
（注２） ※印は新任候補者であります。
（注３） 樋口 達氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、樋口 達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（注４） 樋口 達氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
（注５） 当社は、監査等委員である取締役候補者である樋口 達氏との間で、法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には当該契約を継続させる予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
（注６） 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、既に選任されている監査等委員である取締役１名を含め、2022年８月に同内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
棚橋栄蔵（たなはし えいぞう） (1954年４月26日生)	1987年10月　司法試験合格 1990年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 設楽・阪本法律事務所入所 2000年４月　棚橋・小澤法律事務所開設 2005年６月　当社監査役 2016年８月　棚橋総合法律事務所開設 2020年３月　当社取締役監査等委員 2020年５月　銀座インペリアル法律事務所開設 （現在に至る） 【重要な兼職の状況】 横浜冷凍㈱社外監査役	0株
＜候補者とした理由と期待される役割＞ 当社監査役および監査等委員の経験を通じて当社事業を熟知しており、また、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

（注１）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（注２）棚橋栄蔵氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

（注３）棚橋栄蔵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

（注４）当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。棚橋栄蔵氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2022年８月に同内容での更新を予定しております。

以　上

（ご参考）

取締役のスキルマトリックス

第２号議案および第３号議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役の構成ならびに経験と専門性は次のとおりとなります。

氏　名	役　職	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	法務・安全・リスクマネジメント	人事・人材育成	技術・IT	グローバル	ESG
井ノ上　雅　弘	代表取締役社長	◎						○	○
清　水　　茂	代表取締役専務 営業本部長	○	◎				○		
大　谷　俊　秀	常務取締役 経営管理本部長、 環境安全部担当役員				○	◎			○
中　嶋　義　雄	常務取締役 工務統括本部長				○		◎		
日下部　浩　司	取締役 工務統括本部副本部長、 工場管理部長		◎				○		
新　井　祐　宏	取締役 経営管理本部副本部長、 海外事業部担当役員、 経営企画部長			◎	○				
中　西　孝　平	取締役	◎				○		○	
猪　田　　忠	取締役常勤監査等委員			◎	○				
宮　崎　慶　介	取締役監査等委員			○				◎	○
樋　口　　達	取締役監査等委員			○	◎				○

（注）◎印は長期間の経験等により高度なスキルを有していることを示します。

添付書類

事　業　報　告（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種が進み経済活動に持ち直しの動きが見られます。しかしながら、足元ではウクライナ情勢やサプライチェーンの停滞、原材料・エネルギー価格の高騰により不透明感が増しております。

当社グループが属する建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移したものの、民間建設投資では鋼材・資材高騰の影響を受け、着工遅延や見送り等も見られ引き続き動向を注視しなければなりません。

このような環境下、当社グループの業績は国内では一部地域を除いて総じて順調に推移しました。海外ではタイ丸建㈱がコロナ禍による厳しい規制の影響を受け工事の着工や進捗が遅延しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は191億３百万円（前年同期比９億28百万円、4.6％減）となりましたが、営業利益は10億66百万円（同３億41百万円、47.0％増）、経常利益は13億56百万円（同１億67百万円、14.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億３百万円（同92百万円、10.1％増）と減収増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① 重仮設事業

重仮設鋼材の賃貸稼働量は前年比改善したものの販売量が減少したことにより、売上高は148億35百万円（前年同期比14億12百万円、8.7％減）となりましたが、採算管理を徹底し原価低減に努めた結果、セグメント利益は15億75百万円（同２億５百万円、15.0％増）となりました。

② 重仮設工事事業

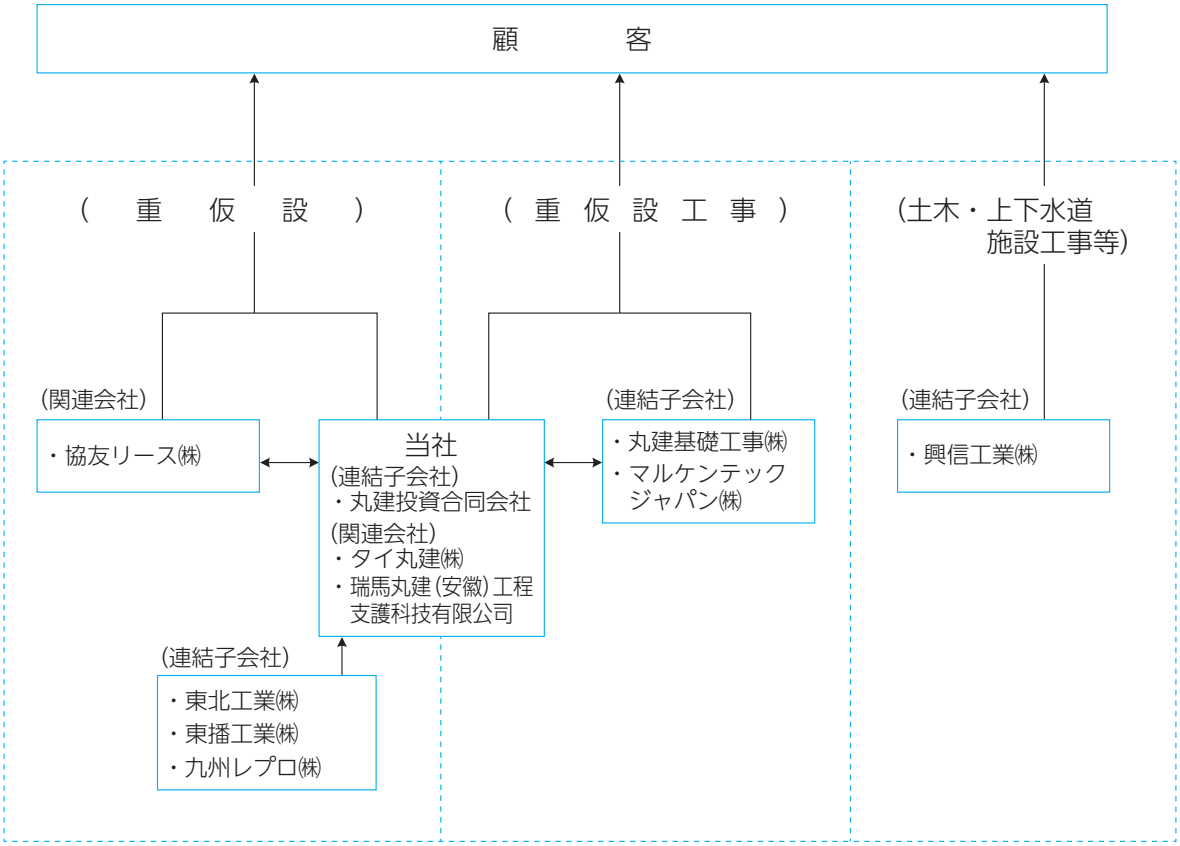
受注済みの工事案件の進捗により売上高は27億50百万円（同３億59百万円、15.0％増）、セグメント利益は１億32百万円（同７百万円、5.6％増）となりました。

③ 土木・上下水道施設工事等事業

土木水道等設備工事や工場プラント工事が堅調に推移したことにより、売上高は15億17百万円（同１億24百万円、9.0％増）、セグメント利益は76百万円（同58百万円、325.8％増）となりました。

（注）セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

当社グループの事業系統図は次のとおりです。



（その他の関係会社）

・丸紅㈱

第53期（2020年４月１日～2021年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	16,248	2,390	1,393	20,032	—	20,032
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	16,248	2,390	1,393	20,032	—	20,032
セグメント利益	1,369	125	18	1,513	△ 787	725
セグメント資産	24,313	814	985	26,113	6,480	32,594
その他の項目						
減価償却費	167	35	5	207	19	227
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	187	75	0	263	2	265

第54期（2021年４月１日～2022年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	14,835	2,750	1,517	19,103	—	19,103
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	14,835	2,750	1,517	19,103	—	19,103
セグメント利益	1,575	132	76	1,784	△ 717	1,066
セグメント資産	24,179	1,186	774	26,140	5,807	31,947
その他の項目						
減価償却費	160	31	4	195	19	214
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	132	3	—	136	1	137

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、従来からの当社工場設備の維持・更新に加えて、中期経営計画に基づく生産性向上・就労環境改善を目的とした設備投資と安全対策投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度における設備投資の総額は１億37百万円であります。その主な内訳は全国の当社工場の設備更新投資や安全対策投資であり年間減価償却費は２億14百万円であります。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は収束が見通せないものの、感染症対策を行いながら社会経済活動の正常化に向けた取り組みが進みつつあります。一方でウクライナ情勢の今後の展開や為替動向、高騰を続ける原材料・エネルギー価格の与える影響は依然として不透明であります。建設業界においては、公共投資は堅調に推移し、民間建設投資も回復の動きがみられますが、鋼材価格等の更なる上昇も予測されその影響が懸念されます。

このような状況の中で、当社グループにおいては、第55期は５ヵ年を期間とする現中期経営計画「未来への変革と創造への挑戦」の４年目となります。鋼材価格等コストアップの影響を避けることは出来ませんが、顧客のニーズに出来るだけ応え環境にも配慮した、高い施工能力を持つ高性能な杭打機を擁する子会社マルケンテックジャパン㈱が本格始動します。現場作業性効率改善に資する大型覆工板をはじめとする「タフシリーズ」の展開を推進し現場に最適な提案と材工一式の受注活動を引き続き行って参ります。また、生産性向上・就労環境の改善のため工場の機械化・自動化を引き続き推進し国内収益基盤整備を図って参ります。海外では、旺盛な建設需要を抱えるタイ国もコロナ禍から回復基調であり、タイ丸建㈱ではパートナーとの協力関係を維持し、経済活動の再開に伴う開発需要に対応して収益向上を図ります。また、中国においては瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司にて引き続き環境に配慮した鋼製山留工法（重仮設事業）の拡充に努めて参ります。

第55期の連結業績予想につきましては、売上高は190億円（前期比0.5％減）、営業利益９億円（同15.6％減）、経常利益12億50百万円（同7.9％減）、親会社株主に帰属する当期純利益９億円（同10.3％減）を予想します。

・中期経営計画の主要係数目標値と進捗状況

		2023年度目標	2020年度実績	2021年度実績	2022年度予想
収益目標（連結）	売上高	250億円	200億円	191億円	190億円
	親会社株主に帰属する当期純利益	11億円	9.11億円	10.03億円	9億円
財務目標（連結）	自己資本比率	45%	44.5%	44.4%	—
	NET有利子負債	83億円	56.58億円	50.65億円	—
株主還元方針	配当性向（連結）	27%	29.3%	26.6%	28.1%
	年間配当金	90円	80円	80円	80円

(4) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第51期 2018年度	第52期 2019年度	第53期 2020年度	第54期 2021年度 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	21,860	21,402	20,032	19,103
経常利益（百万円）	1,336	1,103	1,189	1,356
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,016	781	911	1,003
総資産（百万円）	32,503	33,164	32,594	31,947
純資産（百万円）	13,207	13,694	14,992	14,694
有利子負債（NET・百万円）	7,099	6,745	5,658	5,065
1株当たり当期純利益（円）	304.94	234.36	273.41	301.11
1株当たり純資産額（円）	3,962.27	4,108.64	4,347.19	4,258.75
自己資本比率（%）	40.6	41.3	44.5	44.4

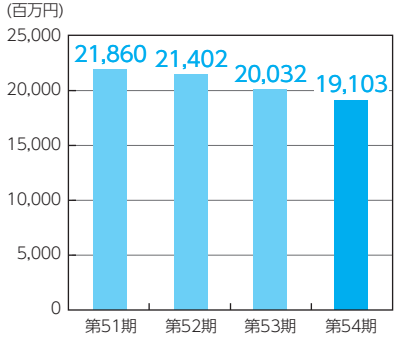
（注）1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均株式数、1株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式数により算定しております。

（ご参考）キャッシュ・フローの状況の推移

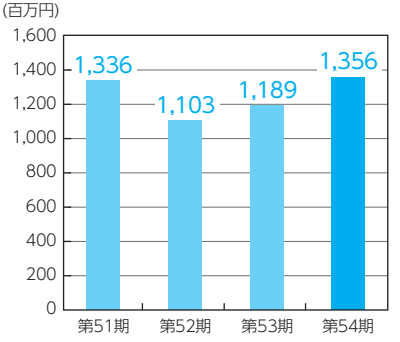
項目＼期別	第51期 2018年度	第52期 2019年度	第53期 2020年度	第54期 2021年度 (当連結会計年度)
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	508	834	2,348	1,082
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△ 91	△ 239	△ 1,010	△ 191
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△ 1,998	928	△ 1,130	△ 2,249
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	665	2,189	2,396	1,038

【ご参考】主要財務指標の推移（連結）

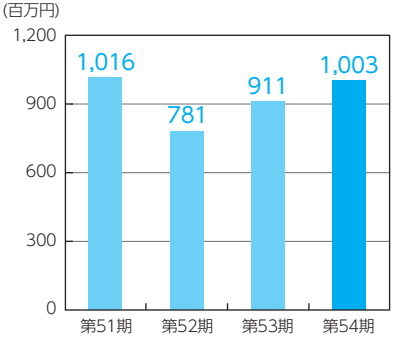
■売上高



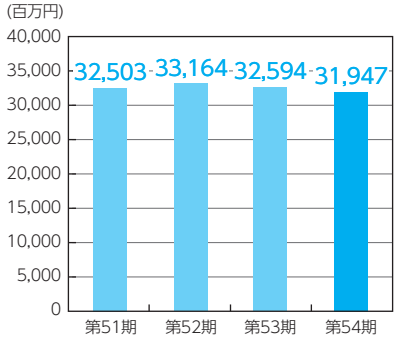
■経常利益



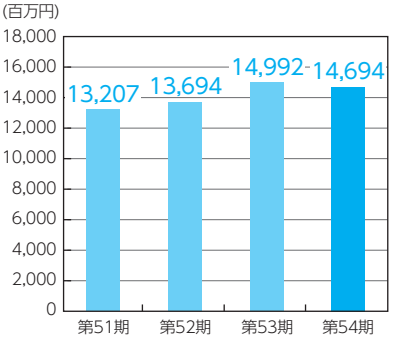
■親会社株主に帰属する当期純利益



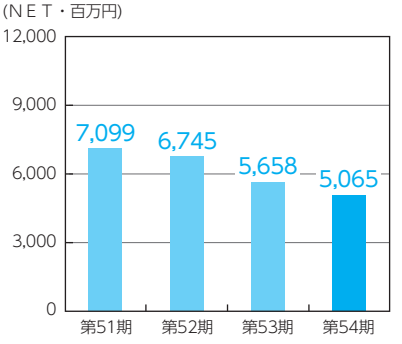
■総資産



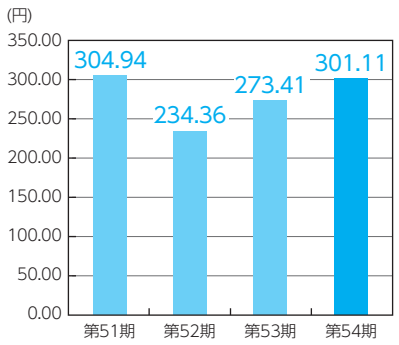
■純資産



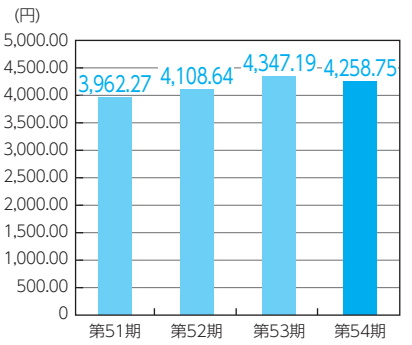
■有利子負債



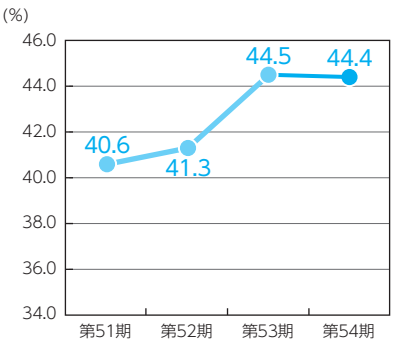
■１株当たり当期純利益



■１株当たり純資産額



■自己資本比率



(5) 重要な子会社および関連会社の状況（2022年３月31日現在）

① 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
興信工業株式会社	99百万円	100.0%	土木・上下水道施設工事、建築設備工事および工場プラント工事
丸建基礎工事株式会社	50百万円	100.0%	建設用重量仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
丸建投資合同会社	1百万円	60.0%	瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司への出資および同社事業の統括管理
マルケンテックジャパン株式会社	100百万円	80.0%	建設用重量仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
東北工業株式会社	10百万円	100.0%	建設用重量仮設鋼材の修理・加工
東播工業株式会社	10百万円	100.0%	建設用重量仮設鋼材の修理・加工
九州レプロ株式会社	10百万円	100.0%	建設用重量仮設鋼材の修理・加工

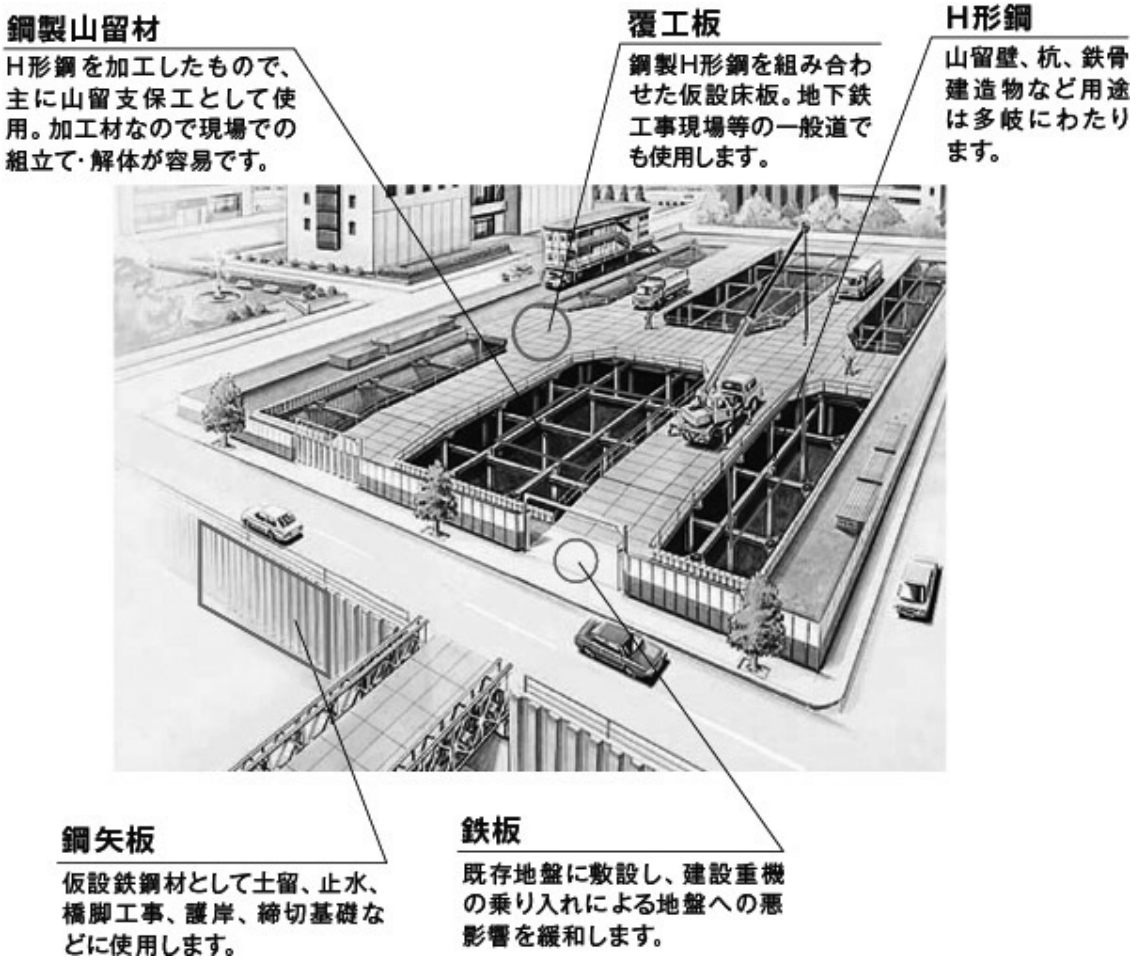
② 関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協友リース株式会社	30百万円	50.0%	建設用重量仮設鋼材等の賃貸・販売等
タイ丸建株式会社 (THAI MARUKEN CO.,LTD.)	20百万BAHT	49.0%	建設用重量仮設鋼材等の賃貸・販売・工事等
瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司	108,333千人民元	24.0%	鋼製山留工事・鋼材リース、鋼材・鋼材加工製品の販売

（注）瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司の議決権比率は、子会社の丸建投資合同会社の同社への出資を通じた間接所有によるものであります。

(6) 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
重　仮　設　事　業	建設用重量仮設鋼材（鋼矢板・H形鋼・鋼製山留材・路面覆工板・鉄板）等の賃貸、販売、修理、加工等
重　仮　設　工　事　事　業	建設用重量仮設鋼材（鋼矢板・H形鋼・鋼製山留材・路面覆工板・鉄板）の杭打抜、山留架設工事、地中連続壁工事等
土木・上下水道施設工事等事業	土木・上下水道施設工事、建築設備工事および工場プラント工事



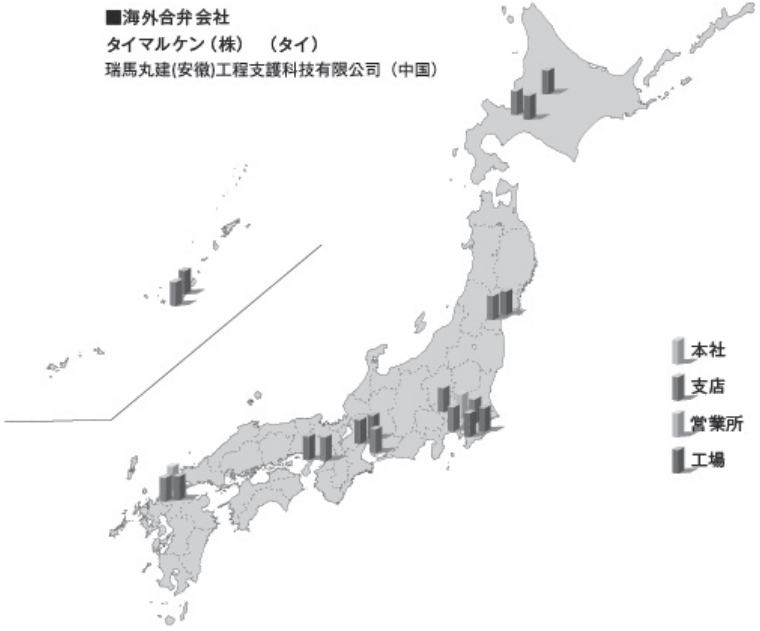
(7) 主要な営業所および工場（2022年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区芝公園２丁目４番１号				
本店および支店	東 京 本 店	(東京都港区)			
	北関東 支店	(埼玉県さいたま市)	千 葉 支 店	(千葉県市原市)	
	横 浜 支 店	(神奈川県横浜市)	札 幌 支 店	(北海道札幌市)	
	東 北 支 店	(宮城県仙台市)	名古屋 支店	(愛知県名古屋市)	
	大 阪 支 店	(大阪府大阪市)	九 州 支 店	(福岡県福岡市)	
	沖 縄 支 店	(沖縄県中頭郡)			
営 業 所	北九州営業所	(福岡県北九州市)			
工　　場	市 原 工 場	(千葉県市原市)	成 田 ヤード	(千葉県成田市)	
	札 幌 工 場	(北海道北広島市)	旭 川 工 場	(北海道上川郡)	
	仙 台 ヤード	(宮城県仙台市)	稲 沢 工 場	(愛知県稲沢市)	
	岐 阜 工 場	(岐阜県安八郡)	東 播 工 場	(兵庫県加古郡)	
	若 松 工 場	(福岡県北九州市)	西 原 工 場	(沖縄県中頭郡)	

② 子会社

興信工業株式会社	(本社：神奈川県横浜市)	東播工業株式会社	(本社：兵庫県加古郡)
丸建基礎工事株式会社	(本社：北海道北広島市)	東北工業株式会社	(本社：宮城県仙台市)
丸建投資合同会社	(本社：東京都港区)	九州レプロ株式会社	(本社：福岡県北九州市)
マルケンテックジャパン株式会社	(本社：東京都港区)		



(8) 従業員の状況（2022年３月31日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
290名	６名減

（注）　従業員数は就業人員数であります。

(9) 主要な借入先および借入額（2022年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
株　式　会　社　み　ず　ほ　銀　行	1,025 百万円
株　式　会　社　り　そ　な　銀　行	1,025
株　式　会　社　常　陽　銀　行	1,025

2. 会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　10,000,000株

（2）発行済株式の総数　3,332,762株(自己株式96,678株を除く)

（3）株主数　3,278名

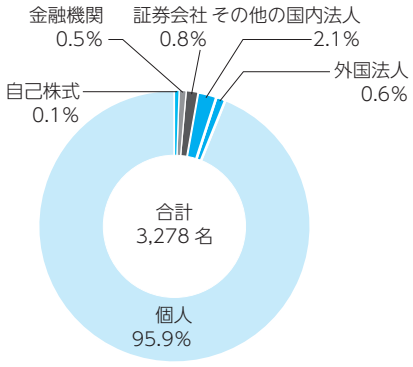
（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丸紅株式会社	1,167 (千株)	35.04 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	209	6.27
丸紅建材リース取引先持株会	118	3.55
明治安田生命保険相互会社	110	3.31
株式会社りそな銀行	89	2.68
株式会社ライラック	85	2.56
株式会社常陽銀行	74	2.24
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	54	1.64
みずほ信託銀行株式会社	46	1.38
丸紅建材リース従業員持株会	39	1.18

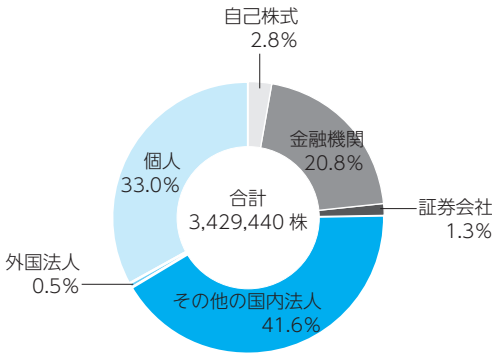
（注1）　上記のほか当社保有の自己株式 96千株があります。
（注2）　持株比率は自己株式（96千株）を控除して計算しております。

（5）株主分布状況

① 所有者別株主数



② 所有者別株式数



3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2022年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	井ノ上　雅　弘	経営管理本部長	—
代表取締役専務	清　水　　茂	営業本部長	マルケンテックジャパン㈱代表取締役社長、タイ丸建㈱取締役、丸建投資合同会社職務執行者
常務取締役	猪　田　　忠	経営管理本部副本部長、環境安全部担当役員	—
常務取締役	中　嶋　義　雄	工務統括本部長	—
取　締　役	日下部　浩　司	工務統括本部副本部長、工場管理部担当役員、営業本部副本部長、調達部長	協友リース㈱代表取締役
取　締　役	新　井　祐　宏	経営管理本部副本部長、経営企画部長	マルケンテックジャパン㈱監査役
取　締　役	中　西　孝　平	—	㈱池田泉州ホールディングス社外監査役
取　締　役（常勤監査等委員）	大　谷　俊　秀	—	協友リース㈱監査役
取　締　役（監査等委員）	宮　崎　慶　介	—	丸紅㈱鉄鋼製品事業部長
取　締　役（監査等委員）	樋　口　　達	—	大手門法律会計事務所代表パートナー、オルガノ㈱社外監査役、アドバンス・レジデンス投資法人執行役員

（注1）　中西孝平、大谷俊秀、宮崎慶介、樋口達の各氏は社外取締役であります。
（注2）　取締役（常勤監査等委員）大谷俊秀氏は、長年にわたる総合商社および鉄鋼専門商社での業務を通じて、事業管理について幅広い知識・経験を有しております。
（注3）　取締役（監査等委員）宮崎慶介氏は、長年にわたる鉄鋼製品事業およびその事業管理の業務を通じて、事業管理について幅広い知識・経験を有しております。
（注4）　取締役（監査等委員）樋口達氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、法務・財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（注5）　取締役 中西孝平氏および取締役（監査等委員）樋口達氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注6）　当事業年度中の取締役の異動

新　任	(2021年6月25日付)	取締役　新井祐宏、取締役　中西孝平 取締役（監査等委員）　宮崎慶介
退　任	(2021年6月25日付)	代表取締役社長　栄山章司、常務取締役　小島治人 取締役（監査等委員）　岩間耕司

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第１項および定款の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議し、以下の２項目につき具体的な金額、計算方法を基準役員報酬および役員賞与内規において定めております。

イ．役員の役位別に定めた月例の基本報酬（固定報酬）

ロ．年次利益目標の達成度合いにより算出する業績連動報酬（賞与）

当社には役員退職金制度はありません。また、当社は役員持株会制度を導入しております。

当社は、2021年６月25日付取締役会決議により、社外取締役が委員の過半数となる取締役会の諮問機関である「報酬諮問委員会」を設置しており、限度額の変更、内規の変更および実支払額の確定については、同委員会での検討、同意を経て、しかるべく株主総会、取締役会、監査等委員会にて決議されます。

また、各取締役の個人別の報酬についても、同委員会での検討、同意を経たうえで取締役会、監査等委員会にて決議しており、個人別報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役報酬は、客観性、透明性を持つと同時に、会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして機能し、株主利益と連動した適正な水準の体系および決定手続きとすることを基本方針としております。具体的には、常勤取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績連動報酬としての賞与により構成し、監督機能を担う非常勤取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。業績連動報酬としての賞与の年次利益目標の指標には、連結財務諸表の税金等調整前当期純利益を用いておりますが、この指標を選択した理由は、期初業績予想に対する達成度合いに応じて変動するため、経営責任を客観的に評価することができるからであります。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績は次の通りであります。

2022年３月期の税金等調整前当期純利益目標値　10億95百万円

同上の実績値　13億64百万円

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬総額は、2019年６月25日開催の第51回定時株主総会での決議に基づき、監査等委員でない取締役は年額300百万円（当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は７名）、監査等委員である取締役は年額150百万円（当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役３名））をそれぞれ限度額として定めております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	142百万円 （3百万円）	117百万円 （3百万円）	24百万円 （―百万円）	―百万円 （―百万円）	9名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	25百万円 （25百万円）	22百万円 （22百万円）	3百万円 （3百万円）	―百万円 （―百万円）	4名 （4名）

（注）業績連動報酬等は、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額28百万円であります。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報収集ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、大谷俊秀氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	中西孝平	㈱池田泉州ホールディングス社外監査役	当社との取引関係はありません。
社外取締役 (常勤監査等委員)	大谷俊秀	協友リース㈱監査役	協友リース㈱は当社の関連会社であります。
社外取締役 (監査等委員)	宮崎慶介	丸紅㈱鉄鋼製品事業部長	丸紅㈱は当社の議決権の35.22%を所有する株主でありますが、それ以外に当社との取引関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	樋口達	大手門法律会計事務所代表パートナー、オルガノ㈱社外監査役、アドバンス・レジデンス投資法人執行役員	当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
社外取締役	中西孝平	取締役会12回中12回	長年にわたる金融関連の業務を通じた企業経営の幅広い知見と経験と、商社、製造業の要職経験をもとに、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	大谷俊秀	取締役会16回中16回 監査等委員会17回中17回	長年にわたる総合商社および鉄鋼専門商社での業務を通じた事業管理についての幅広い知識・経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は指名諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	宮崎慶介	取締役会12回中12回 監査等委員会13回中13回	長年にわたる金属関連の業務を通じた鉄鋼製品事業およびその事業管理についての幅広い知識と経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は指名諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	樋口達	取締役会16回中16回 監査等委員会17回中17回	主に弁護士および公認会計士としての専門的見地から、また当社における６年間の社外取締役経験を通じて当社事業を熟知しているため、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員を務めております。

(注) 中西孝平氏および宮崎慶介氏の取締役会等への出席状況は、2021年６月25日の取締役就任以降の状況を記載しております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の社外取締役は４名であり、各々長年にわたる各分野での業務経験を通じた知見・経験や専門的見地から、当社の取締役会において議案の審議に必要な発言を適宜行うとともに、業務執行取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、うち３名が監査等委員であり、法令・定款および監査等委員会監査等基準等に則り、会計監査人および監査部等社内内部統制部門との緊密な連携を保ち、取締役との真摯な意思疎通、広く関係部署との情報交換を行い、取締役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性等、および会計事項の正確性・信頼性・公正性に関し、事業環境の変化に即応した実効ある監査等を実施しております。また、必要に応じ適切な提言・助言を行い、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に資することとしております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

（1）被保険者の範囲

当社取締役（非常勤含む）および連結子会社役員

（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟等で取締役が悪意や重大な過失がなく敗訴した場合の訴訟費用や賠償額等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者の当該保険料の負担はありません。

5. 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

（注）1. 上記以外に前事業年度の追加報酬支払額が３百万円あります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、会計監査人に支払ったこれらの報酬の総額を記載しております。
3. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積額の妥当性等を検証した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意の判断をしております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意に基づき解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は経営理念を以下の３項目とする。

・私達は、社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。
・私達は、顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。
・私達は、厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。

これらの考え方を役員・使用人に周知・徹底させ、企業としての社会的責任を果たす。

ロ．当社はコンプライアンス委員会を設置のうえ、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス体制を確立する。また、コンプライアンス体制の一環として、コンプライアンス委員会のほか、当社の顧問弁護士および常勤監査等委員を窓口とする内部通報制度を設け、その周知を図るとともに、社内において研修等を通じ役員・使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。

ハ．内部監査部門である社長直轄組織の監査部は、コンプライアンス体制についての監査を行う。

ニ．役員・使用人の職務の執行において法令違反等が生じた場合、役員については取締役会、監査等委員会において、使用人については賞罰委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行う。

ホ．当社および当社の子会社の財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じ是正を行う。

ヘ．当社は社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断しており、そのための社内組織・体制を整えるとともに、外部専門機関との連携を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関しては、「文書管理規程」にて定める。

ロ．取締役はそれらの情報を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

イ．取締役および各職位にある使用人は、「職務権限規程」において明確化された業務分掌に基づいて業務運営を行う。

ロ．取締役会は、少なくとも年に１度、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応についてリスク分析を行い、対応体制をレビューする。

ハ．工場および工事現場での事故発生のリスクに備えるため、安全衛生管理委員会で全事業所の安全活動、事故発生状況と善後策を把握して安全活動施策を策定し、環境安全部はその事務局として「安全衛生管理規程」に基づき、全事業所を対象とした安全衛生管理業務を行う。

ニ．与信、情報システム等のリスクに関しては、「与信管理規程」、「情報セキュリティ対策規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。なお、様々な理由に起因するコンプライアンスリスクについては、コンプライアンス体制の一層の強化等によりリスク管理を行う。

ホ．地震・パンデミック等の大規模災害に備えるため、BCP（事業継続計画）のマニュアルを作成し、その対応体制を構築している。

ヘ．子会社の事業運営やリスク管理体制等に関しては、各所管部店長が助言・指導を行う。

ト．監査部は、リスク管理体制についての監査を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．会社の意思決定の効率性を確保するために、「職務権限規程」、「稟議規程」、「予算管理規程」等を定める。

ロ．取締役会を月１回以上適宜開催し、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。

ハ．取締役会の決議による重要基本方針に基づき、当社の経営方針、各業務の執行方針を協議するとともに、取締役会に諮る稟議事項の事前審議を行うため、常勤取締役および社長が任命した者によって構成される経営会議を設ける。

⑤　当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社および子会社をもって企業集団を形成する。これらの子会社の管理に関しては「関係会社管理規程」を制定し、内部統制システム体制を整備する。また、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。

ロ．子会社については経営企画部が業務全般を統括するとともに、子会社毎に所管部店を定め適切な管理を行う。また、定期的に関係会社連絡会を開催し、その中で各子会社は業務執行状況や財務状況等を当社へ報告する。

ハ．当社コンプライアンス委員会および所管部店は子会社のコンプライアンス活動の支援および指導を行う。当社の内部通報制度は、全ての子会社の役員・使用人および退職者（ただし退職後１年以内に限る）が利用することができる。

ニ．監査部は、子会社について業務の適正が確保されているかについての監査を行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行を行う取締役からの独立性に関する事項

イ．監査等委員会の職務の補助は監査等委員会付(使用人)が行う。当該使用人の任命、異動および評価等の人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を要する。

ロ．当該使用人の業務執行者からの独立性および監査等委員会からの指揮命令権の確保については、上述の人事権とあわせ「監査等委員会監査等基準」に定めている。なお、当該使用人は監査等委員会専従とし、その職務を補助している。

⑦　当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制

イ．当社および子会社の取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。なお、監査等委員会への報告は、原則として常勤監査等委員に対して行う。

・全社的に影響を及ぼす重要事項
・内部統制に関わる活動概要
・監査部の内部監査の結果
・重要な会計方針・会計基準およびその変更
・コンプライアンス・マニュアルに基づく報告・運用の内容

ロ．常勤監査等委員が、取締役会以外に出席すべきと判断する重要会議（コンプライアンス委員会、経営会議、全店会議、工場長会議等）について、それらに関わる役職員は事前の連絡等を周知徹底する。

ハ．内部通報制度を利用した報告者が不利益な処遇が為されることがないよう会社が保証する旨を、コンプライアンス・マニュアルにおいて定めている。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役社長と監査等委員会の意見交換会を定期的に開催し、経営課題・監査等委員会監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ロ．監査等委員会が、必要に応じて会計監査人・顧問弁護士等との意思疎通を十分に行える体制を確保する。

ハ．監査等委員会が職務の執行上必要と認める緊急または臨時の費用に関しては、会社の負担とする旨を「監査等委員会監査等基準」に定めている。

ニ．監査部は、監査の方針・計画について監査等委員会と事前協議を行い内部監査実施状況および監査結果等を報告し、緊密に連携する。

ホ．総務人事部法務・審査課、環境安全部および工場管理部は、それぞれ担当するリスク管理に関わる事項を常勤監査等委員に定期的に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンス体制

当社は、経営管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当事業年度において３回開催している。その委員会では、役員・使用人への教育・啓蒙などの活動状況、内部通報制度の利用状況や、今後の課題等について報告・討議が行われている。

② リスク管理体制

当社は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象へ対応するため、「与信管理規程」等の各種規程に基づき、リスク管理体制を運用している。また、当事業年度に開催した取締役会において、「当社が抱えるリスク分析」が報告されており、定期的にリスク管理体制をレビューしている。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会を月１回開催のほか、必要に応じて随時開催しており、法令および定款に定められた事項および経営上の重要な業務執行に関する事項を決議し、取締役の職務執行を監督している。なお、当事業年度は、取締役会を16回開催している。

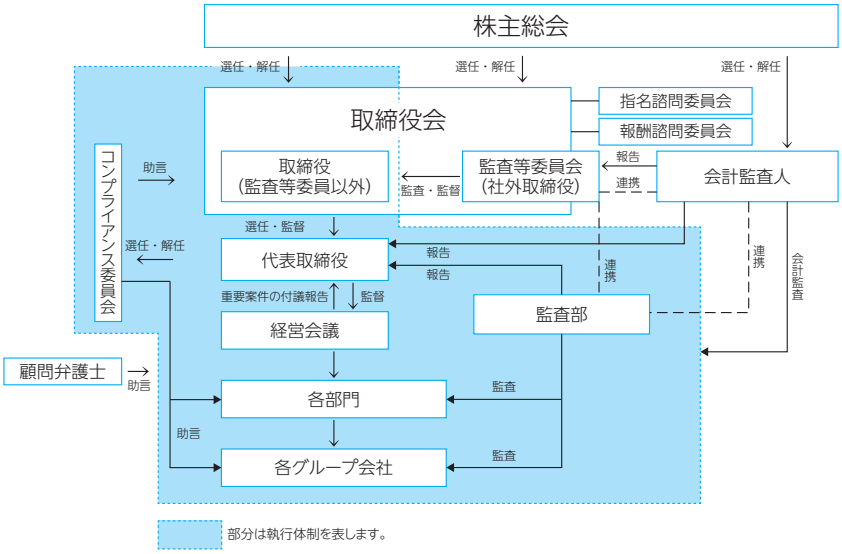
④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、当事業年度の監査等委員会で定めた監査方針、監査計画に基づき、内部監査部門との合同監査の実施や会計監査人との意見交換を行うなど監査の実効性や効率性を確保して、監査業務を行っている。また、常勤監査等委員は、取締役会をはじめ経営会議等の重要会議に出席している。当事業年度において監査等委員会を17回開催している。

⑤ 内部監査実施体制

当社の内部監査部門である監査部は、当事業年度の期初に年間監査計画を策定し、当社およびグループ会社を対象に、法令および社内諸規程に基づき業務監査、会計監査、内部統制監査等を実施している。また、その監査結果を報告書にまとめ、業務執行取締役と常勤監査等委員に対し報告を行っている。

（ご参考）当社の企業統治体制図（2022年３月31日現在）



上記の企業統治体制の主要機関の構成員

2022年３月31日現在

	議長・委員長	構成員・委員
取締役会	井ノ上　雅　弘 (代表取締役社長)	清水茂、猪田忠、中嶋義雄、日下部浩司、新井祐宏、中西孝平（社外取締役）、大谷俊秀（社外取締役）、宮崎慶介（社外取締役）、樋口達（社外取締役）
経営会議	井ノ上　雅　弘 (代表取締役社長)	清水茂、猪田忠、中嶋義雄、日下部浩司、新井祐宏、大谷俊秀（社外取締役）
監査等委員会	大　谷　俊　秀 (社外取締役)	宮崎慶介（社外取締役）、樋口達（社外取締役）
指名諮問委員会	井ノ上　雅　弘 (代表取締役社長)	清水茂、中西孝平（社外取締役）、大谷俊秀（社外取締役）、宮崎慶介（社外取締役）、樋口達（社外取締役）
報酬諮問委員会	井ノ上　雅　弘 (代表取締役社長)	中西孝平（社外取締役）、樋口達（社外取締役）

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、まず適正な利益を確保した上で、株主の皆様への利益の還元、企業体質強化のための内部留保について最適な利益配分を行うことを基本方針としております。特に、株主の皆様への利益の還元において安定した配当を継続して行うべく努めてまいります。

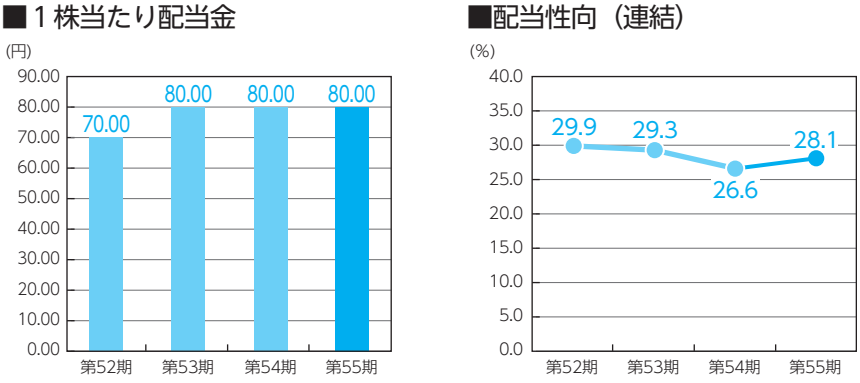
当社の剰余金の配当は、従来は期末配当の年１回を基本的な方針としておりましたが、第55期から中間配当、期末配当の年２回に変更する予定であります。また、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

第54期の業績は、親会社株主に帰属する当期純利益が10億３百万円と前期比92百万円、10.1％増益となり、また財務面も自己資本比率が44.4％（中期経営計画最終年度の第56期目標値45％）、NET有利子負債が50億65百万円（同83億円）となり、中期経営計画に沿って財務体質が強化されたため、第54期の配当につきましては、2022年５月11日開催取締役会において、期初予想通り、期末配当として１株当たり80円、配当性向（連結）26.6％とすることで決議しております。

次期第55期の配当につきましても、これら財務体質強化の結果を踏まえ、かつ安定した配当を継続して行うという基本方針に基づき１株当たり80円、配当性向（連結）28.1％とし、その内訳は中間配当40円、期末配当40円とする予定です。内部留保資金につきましては、中期経営計画の各施策を推進するために投入していきたいと考えております。

なお当社は、中間配当及びそれ以外に基準日を定めて配当を行うことができる旨を定款に定めております。

１株当たり配当金および配当性向の推移



（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2022年3月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**18,146**	**流動負債**	**14,116**
現金及び預金	1,038	支払手形及び買掛金	5,713
受取手形、売掛金及び契約資産	5,227	電子記録債務	1,002
電子記録債権	1,946	短期借入金	2,879
建設機材	8,615	1年内返済予定の長期借入金	1,085
商品	709	リース債務	21
材料貯蔵品	255	未払費用	665
未成工事支出金	47	未払法人税等	125
その他	334	契約負債	865
貸倒引当金	△ 29	工事損失引当金	21
		賞与引当金	220
		役員賞与引当金	31
		その他	1,483
固定資産	**13,801**	**固定負債**	**3,137**
有形固定資産	**9,143**	長期借入金	2,140
建物及び構築物	593	リース債務	17
機械装置及び運搬具	419	繰延税金負債	10
土地	8,027	再評価に係る繰延税金負債	946
リース資産	35	退職給付に係る負債	23
建設仮勘定	17	**負債合計**	**17,253**
その他	50	純資産の部	
無形固定資産	**5**	**株主資本**	**11,853**
		資本金	2,651
		資本剰余金	924
		利益剰余金	8,414
		自己株式	△ 136
投資その他の資産	**4,651**	**その他の包括利益累計額**	**2,340**
投資有価証券	4,022	その他有価証券評価差額金	310
退職給付に係る資産	102	土地再評価差額金	1,975
繰延税金資産	385	為替換算調整勘定	93
その他	155	退職給付に係る調整累計額	△ 39
貸倒引当金	△ 13	**非支配株主持分**	**501**
資産合計	**31,947**	**純資産合計**	**14,694**
		負債及び純資産合計	**31,947**

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	19,103 百万円
売上原価		15,754
売上総利益		**3,348**
販売費及び一般管理費		2,282
営業利益		**1,066**
営業外収益		338
受取利息及び受取配当金	38	
持分法による投資利益	229	
その他	70	
営業外費用		48
支払利息	36	
その他	12	
経常利益		**1,356**
特別利益		**7**
固定資産売却益	7	
税金等調整前当期純利益		**1,364**
法人税、住民税及び事業税	289	
法人税等調整額	73	362
当期純利益		**1,001**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△ 1**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,003**

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,651	924	8,814	△ 136	12,254
会計方針の変更による累積的影響額			△ 1,137		△ 1,137
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,651	924	7,677	△ 136	11,116
当期変動額					
剰余金の配当			△ 266		△ 266
親会社株主に帰属する当期純利益			1,003		1,003
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	736	△ 0	736
当期末残高	2,651	924	8,414	△ 136	11,853

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	298	1,975	△ 32	△ 6	2,234	503	14,992
会計方針の変更による累積的影響額							△ 1,137
会計方針の変更を反映した当期首残高	298	1,975	△ 32	△ 6	2,234	503	13,854
当期変動額							
剰余金の配当							△ 266
親会社株主に帰属する当期純利益							1,003
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11		125	△ 32	105	△ 1	103
当期変動額合計	11	—	125	△ 32	105	△ 1	839
当期末残高	310	1,975	93	△ 39	2,340	501	14,694

連　結　注　記　表
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しており、その数は７社であります。その会社名は、興信工業㈱・丸建基礎工事㈱・丸建投資合同会社・マルケンテックジャパン㈱・東北工業㈱・東播工業㈱・九州レプロ㈱であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社は全て持分法を適用しており、その数は３社であります。その会社名は、協友リース㈱・タイ丸建㈱・瑞馬丸建(安徽)工程支護科技有限公司であります。

(2) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、丸建投資合同会社の決算日は３月31日、その他６社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
以外のもの　　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② 建設機材

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

a.商品、材料貯蔵品 …… 総平均法

b.未成工事支出金 …… 個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物 については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２年～45年
機械装置及び運搬具	２年～18年
その他（工具、器具及び備品）	２年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用
均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における請負工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金……従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員賞与引当金……役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 賃貸

建設用重量仮設鋼材の賃貸については、出荷時から返却時までの使用期間にわたり期間配分して収益を認識しております。

② 販売

建設用重量仮設鋼材の販売については、出荷基準で収益を認識しております。なお、販売のうち顧客との買戻し条件付販売契約取引については、出荷時の売却金額から返却時の買戻し仕入金額を控除した純額を実質的な使用期間に配分して収益を認識しております。

③ 工事契約

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その進捗度は、各会計期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて測定しております。また、契約日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ 修理・加工・運送等

これらの役務を顧客に提供し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、顧客との買戻し条件付販売契約取引による売上高計上対象額を出荷時に売却金額の総額で収益を認識しておりましたが、当該対象額を売却金額から買戻仕入金額を控除した純額を実質的な使用期間に配分して収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契

約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。
　この結果、当連結会計年度の売上高は381百万円減少、売上原価は294百万円減少、持分法による投資利益は26百万円増加、営業利益は87百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ61百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,137百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準)
　「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日)第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)
(建設機材減耗費の計算方法の一部見直しについて)
　建設機材の減耗費計算における残存価額は鉄スクラップの国内市況価格を参考にして算定しておりますが、その市況価格が最近数年間上昇傾向にあり特に2020年以降顕著となっているため、当連結会計年度より見直し、将来にわたり変更しております。
　これにより、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ266百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 6,523百万円

2. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	670百万円
売掛金	4,218百万円
契約資産	337百万円
電子記録債権	1,946百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金）	1百万円
タイ丸建㈱	2,700百万円※ (733百万BAHT)
計	2,702百万円

※このうち1,257百万円は、Italian-Thai Development Public Co.,LTD.が再保証しております。

4. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、2002年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	2002年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	2,148百万円

なお、「再評価を行った土地の期末における時価」は不動産鑑定評価を基礎とし、地価公示価格の推移を勘案して時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,429,440	—	—	3,429,440

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2021年5月14日取締役会	普通株式	266	80	2021年3月31日	2021年6月4日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2022年5月11日取締役会	普通株式	利益剰余金	266	80	2022年3月31日	2022年6月2日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として建設用重量仮設鋼材の賃貸及び販売、並びに修理・加工・運送等を行うための工場等の設備投資計画に基づいて、必要な資金を金融機関からの長期借入金を中心に調達しております。短期的な運転資金については、金融機関からの短期借入金を中心に調達しており、一時的な余資は、手許流動性を確保するため短期的な現金及び預金に限定するか、または借入金の返済に充当することとしております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引についてはデリバティブ取引管理規程を定め、リスクをヘッジする目的のみで行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その大半の支払期日が１年以内であります。なお、当社グループは当連結会計年度末において、為替変動リスクがある外貨建ての営業債権及び営業債務は保有しておりません。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は設備投資及び長期の運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。また、借入金及びリース債務の返済（償還）予定日は最長で５年後であります。なお、これら営業債務や借入金及びリース債務について、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を認識しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、借入金の将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ取引に限定しており、ヘッジ会計を適用しておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程である与信管理規程に基づき、営業債権について総務人事部法務・審査課が全取引先の財務状態や経営成績を定期的にモニタリングしそのランク付けを行い、そのランク付けに応じた信用限度額や鋼材貸出限度、貸倒引当金繰入額を定めております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い国内の金融機関に限定しており、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、四半期毎に経営会議においてその取引実績を報告しております。
また、デリバティブ取引についても、社内規程であるデリバティブ取引管理規程に基づき、その取引状況を四半期毎に経営会議において報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、期初に開催される取締役会において年間の資金調達方針を審議の上決定しております。また、より効率的な資金管理を行い、キャッシュ・フロー経営を徹底するために、月次単位で資金予算を管理・更新するなど、資金予算制度の充実を図り手許流動性を確保することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち15.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注2) を参照下さい）また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形	670	670	—
(2) 売掛金	4,218	4,218	—
(3) 電子記録債権	1,946	1,946	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	648	648	—
資産計	7,484	7,484	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,713	5,713	—
(2) 電子記録債務	1,002	1,002	—
(3) 短期借入金	2,879	2,879	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	1,085	1,085	—
(5) 長期借入金	2,140	2,140	0
負債計	12,820	12,820	0

（注１）「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「１年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（関連会社株式を含む）	3,373

上記については市場価格がないため、「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年内	１年超５年内	５年超10年内	10年超
受取手形	670	—	—	—
売掛金	4,218	—	—	—
電子記録債権	1,946	—	—	—
合計	6,836	—	—	—

（注４）長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年内	１年超２年内	２年超３年内	３年超４年内	４年超５年内
長期借入金	1,085	1,160	640	280	60

3.　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	648	—	—	648
資産計	648	—	—	648

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	—	2,140	—	2,140
負債計	—	2,140	—	2,140

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	合計
一時点で移転される財	12,354	—	563	12,917	—	12,917
一定の期間にわたり移転される財	2,481	2,750	954	6,186	—	6,186
顧客との契約から生じる収益	14,835	2,750	1,517	19,103	—	19,103
外部顧客への売上高	14,835	2,750	1,517	19,103	—	19,103

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「４会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,710
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	6,836
契約資産（期首残高）	177
契約資産（期末残高）	337
契約負債（期首残高）	595
契約負債（期末残高）	865

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	4,258円75銭
一株当たり当期純利益	301円11銭

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

（2022年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**17,204**	**流動負債**	**13,777**
現金及び預金	493	支払手形	434
受取手形、売掛金及び契約資産	4,776	電子記録債務	1,002
電子記録債権	1,936	買掛金	4,704
建設機材	8,729	短期借入金	2,875
商品	709	一年内返済予定の長期借入金	1,085
材料貯蔵品	255	リース債務	15
前渡金	225	未払費用	646
前払費用	48	未払法人税等	89
その他	55	契約負債	848
貸倒引当金	△ 26	預り金	24
固定資産	**11,486**	工事損失引当金	21
有形固定資産	**8,992**	賞与引当金	218
建物	462	役員賞与引当金	28
構築物	129	その他	1,784
機械及び装置	365	**固定負債**	**3,097**
車両運搬具	6	長期借入金	2,140
工具、器具及び備品	46	リース債務	10
土地	7,940	再評価に係る繰延税金負債	946
リース資産	24	**負債合計**	**16,875**
建設仮勘定	17	純資産の部	
無形固定資産	**4**		
ソフトウエア	4	**株主資本**	**9,529**
電話加入権	0	**資本金**	**2,651**
投資その他の資産	**2,489**	**資本剰余金**	**924**
投資有価証券	815	資本準備金	662
関係会社株式	1,039	その他資本剰余金	262
長期貸付金	1	**利益剰余金**	**6,090**
繰延税金資産	349	その他利益剰余金	6,090
前払年金費用	144	別途積立金	1,180
その他	153	繰越利益剰余金	4,910
貸倒引当金	△ 13	**自己株式**	**△ 136**
		評価・換算差額等	**2,285**
		その他有価証券評価差額金	**310**
		土地再評価差額金	**1,975**
資産合計	**28,691**	**純資産合計**	**11,815**
		負債及び純資産合計	**28,691**

損 益 計 算 書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	17,212 百万円
売上原価		14,101
売上総利益		**3,111**
販売費及び一般管理費		2,130
営業利益		**981**
営業外収益		479
受取利息及び受取配当金	408	
その他	70	
営業外費用		49
支払利息	37	
その他	11	
経常利益		**1,411**
税引前当期純利益		**1,411**
法人税、住民税及び事業税	236	
法人税等調整額	96	333
当期純利益		**1,078**

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,651	662	262	924	1,180	5,180	6,360	△ 136	9,799
会計方針の変更による累積的影響額						△ 1,081	△ 1,081		△ 1,081
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,651	662	262	924	1,180	4,098	5,278	△ 136	8,718
当期変動額									
剰余金の配当						△ 266	△ 266		△ 266
当期純利益						1,078	1,078		1,078
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	811	811	△ 0	811
当期末残高	2,651	662	262	924	1,180	4,910	6,090	△ 136	9,529

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	298	1,975	2,274	12,073
会計方針の変更による累積的影響額				△ 1,081
会計方針の変更を反映した当期首残高	298	1,975	2,274	10,992
当期変動額				
剰余金の配当				△ 266
当期純利益				1,078
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11		11	11
当期変動額合計	11	—	11	823
当期末残高	310	1,975	2,285	11,815

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等　……移動平均法による原価法

（2）建設機材の評価基準及び評価方法

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品、材料貯蔵品 ……総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～45年
構築物	２年～43年
機械及び装置	２年～18年
車両運搬具	２年～４年
工具、器具及び備品	２年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。ただし自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（4）長期前払費用……均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における請負工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金……役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 賃貸

建設用重量仮設鋼材の賃貸については、出荷時から返却時までの使用期間にわたり期間配分して収益を認識しております。

② 販売

建設用重量仮設鋼材の販売については、出荷基準で収益を認識しております。なお、販売のうち顧客との買戻し条件付販売契約取引については、出荷時の売却金額から返却時の買戻し仕入金額を控除した純額を実質的な使用期間に配分して収益を認識しております。

③ 工事契約

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その進捗度は、各会計期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて測定しております。

④ 修理・加工・運送等

これらの役務を顧客に提供し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理)

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、顧客との買戻し条件付販売契約取引による売上高計上対象額を出荷時に売却金額の総額で収益を認識しておりましたが、当該対象額を売却金額から買戻仕入金額を控除した純額を実質的な使用期間に配分して収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（１）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は381百万円減少し、売上原価は294百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,081百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日)第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(建設機材減耗費の計算方法の一部見直しについて)

建設機材の減耗費計算における残存価額は鉄スクラップの国内市況価格を参考にして算定しておりますが、その市況価格が最近数年間上昇傾向にあり特に2020年以降顕著となっているため、当事業年度より見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ266百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. **有形固定資産減価償却累計額** 6,159百万円
2. **関係会社に対する短期金銭債権** 375百万円
3. **関係会社に対する短期金銭債務** 543百万円
4. **保証債務**

会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金）	1百万円
タイ丸建㈱	2,700百万円※ (733百万BAHT)
計	2,702百万円

※このうち1,257百万円は、Italian-Thai Development Public Co.,LTD.が再保証しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	639百万円
仕入高	1,036百万円
営業取引以外の取引による取引高	136百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普　通　株　式　　96,678株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

収益認識会計基準変更差異	389百万円
減損損失	143百万円
賞与引当金	66百万円
関係会社株式評価損	20百万円
投資有価証券評価損	18百万円
未払事業税	10百万円
役員賞与引当金	8百万円
貸倒引当金	8百万円
ゴルフ会員権評価損	8百万円
工事損失引当金	6百万円
その他	24百万円
繰延税金資産小計	705百万円
評価性引当額	△ 174百万円
繰延税金資産合計	530百万円

（繰延税金負債）

前払年金費用	△ 44百万円
その他有価証券評価差額金	△ 136百万円
繰延税金負債合計	△ 181百万円
差引：繰延税金資産純額	349百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	興信工業㈱	直接 100.0% 間接 —	資金の貸付 余剰資金の預り 当社従業員兼任　5名 当社従業員出向　2名	余剰資金の預り 余剰資金の返済 利息の支払	600 300 0	その他流動負債	300
関連会社	タイ丸建㈱	直接 49.0% 間接 —	当社からの技術指導及び銀行借入に対する債務保証 当社への鋼材の販売 当社役員兼任　1名 当社従業員兼任　1名 当社従業員出向　3名	保証料の受入(注) 技術指導料 鋼材の仕入	3 18 447	未収収益 前渡金 買掛金	13 59 3
関連会社	協友リース㈱	直接 50.0% 間接 —	当社からの鋼材の販売及び当社への鋼材の賃貸及び販売 当社役員兼任　2名 当社従業員出向　3名	鋼材の販売 鋼材の賃借及び仕入	612 299	売掛金 未収収益 支払手形 買掛金 未払費用	273 13 74 58 19

（注）タイ丸建㈱の当期中の銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等
鋼材の販売、賃借及び仕入については、市場価格に基づきその都度交渉の上決定しております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	3,545円31銭
一株当たり当期純利益	323円61銭

監　査　報　告　書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月９日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桐　川　　聡　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　西　貴　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸紅建材リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月９日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桐　川　　聡　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　西　貴　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月10日

丸紅建材リース株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　大　谷　俊　秀　㊞

監査等委員　宮　崎　慶　介　㊞

監査等委員　樋　口　　達　㊞

(注) 監査等委員の大谷俊秀、宮崎慶介及び樋口　達は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株式についてのご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507　東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行　証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル　0120-288-324 (土・日・祝日を除く9：00～17：00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株式配当金受取り方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行＊およびみずほ銀行の本店および全国各支店 ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

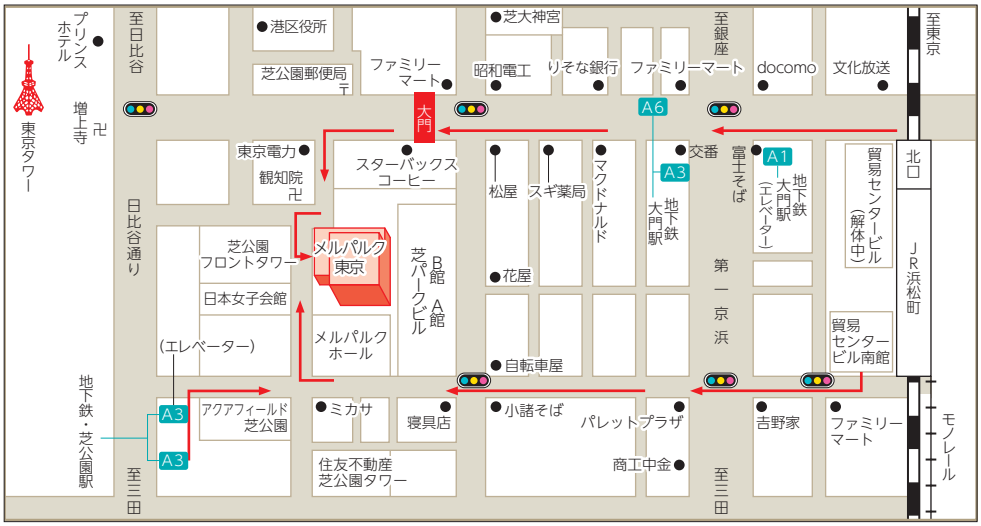
単元未満株式の買増制度のご案内

当社は単元未満株式（100株未満）ご所有の株主の皆様のご便宜を図るため、「単元未満株式の買増制度」を導入しております。お手続の詳細は当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）へお問合せください。

メ　モ

第54回定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京
４階「孔雀」
電話（03）3433-7211（代表）



交通

ＪＲ／モノレール	「浜松町駅」北口	徒歩８分
都営三田線	「芝公園駅」Ａ３出口	徒歩２分
都営大江戸線／浅草線	「大門駅」Ａ３出口	徒歩４分

※お願い　駐車場の収容台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Marubeni Construction Material Lease

丸紅建材リース株式会社
〒105-0011　東京都港区芝公園２丁目４番１号
TEL 03-5404-8200
（URL　https://www.mcml-maruken.com/）